

第 20 期

〔 自 2018 年 7 月 1 日 〕
〔 至 2019 年 6 月 30 日 〕

業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する公衆縦覧書類)

公衆縦覧開始日 2019 年 9 月 6 日

EY 新日本有限責任監査法人

所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号

代表者 片 倉 正 美

目 次

一. 業務の概況	
1. 監査法人の目的及び沿革	…… 1
(1) 監査法人の目的	…… 1
(2) 監査法人の沿革	…… 1
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	…… 1
3. 業務の内容	…… 1
(1) 業務概要	…… 1
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	…… 2
(3) 監査証明業務の状況	…… 2
(4) 非監査証明業務の状況	…… 2
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	…… 2
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	…… 2
(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	…… 3
(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査 証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	…… 5
(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による 協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月	…… 6
(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である ことの確認	…… 6
5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項	…… 6
6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項	…… 6
二. 社員の概況	…… 6
1. 社員の数	…… 6
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	…… 6

三. 事務所の概況 7
四. 監査法人の組織の概要 8
五. 財産の概況 8
1. 売上高の総額 8
2. 直近の二会計年度の計算書類 8
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書 8
4. 供託金等の額 8
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容 8
六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称 9

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

定款に記載した当法人の目的は次のとおりです。

- ・ 財務書類の監査又は証明
- ・ 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- ・ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

2000年4月1日	太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し監査法人太田昭和センチュリーを設立
2001年7月1日	法人名称を監査法人太田昭和センチュリーから新日本監査法人に変更
2007年8月1日	みずず監査法人から約1,000名が移籍
2008年7月1日	有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本監査法人から新日本有限責任監査法人に変更
2018年7月1日	法人名称を新日本有限責任監査法人からEY新日本有限責任監査法人に変更

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第1条の3第4項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、数多くの会社や学校法人等に対して監査を実施しており、監査の契約種類別にも金融商品取引法監査及び会社法監査を中心に、学校法人監査や労働組合監査はもとよりその他の法定監査ならびに任意監査まで幅広く監査証明業務を提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は3,821社（前期比68社減少）、監査証明業務に係る当期収入は84,575百万円（前期比1,488百万円増加）となりました。

また、当法人は非監査証明業務として、IFRS導入支援サービスやIPO（株式公開）支援サービスをはじめ不正対策・係争サポートサービス、財務会計アドバイザーサービス、気候変動・サステナビリティサービスなど幅広いアドバイザーサービスメニューを用意しており、金融、公会計、医療福祉、不動産等を含む様々な分野において業種に即したアドバイザーサービスを提供しています。また、当法人が加入しているアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを利用して、海外でのサービス提供も行っています。

非監査証明業務の対象会社総数は2,463社（前期比336社減少）、非監査証明業務に係る当期収入は14,721百万円（前期比1,133百万円減少）となりました。

上記の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、

99,296百万円（前期比354百万円増加）となりました。

なお、当期末における被監査会社の契約種類別の会社数及び当期中の非監査証明業務対象会社数、ならびにそれぞれの大会社等の数は、下記(3)及び(4)に記載のとおりです。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3)監査証明業務の状況

※2019年6月30日現在（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	950社	935社
金商法監査	56社	31社
会社法監査	1,322社	215社
学校法人監査	93社	—
労働組合監査	10社	—
その他の法定監査	625社	54社
その他の任意監査	765社	—
計	3,821社	1,235社

(4)非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	2,463社	542社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針及び経営管理に関する措置

当法人は、「グローバルな経済社会の円滑な発展に貢献する監査法人」をPurpose（理念）とし、定款及び各種規程において、経営執行役員職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制を整備し、経営執行役員及び評議員の選任方法や社員総会、評議会、経営会議の審議事項及び議決の方法、組織の業務分掌等に関し定めています。

経営意思の決定機関として、社員総会において社員の中から選出された経営執行役員である理事長、副理事長、経営専務理事及び常務理事で構成される経営会議を設置しています。経営会議の決定に基づく経営執行については、本部組織として理事長のもとに、規制対応本部、人材開発本部、財務経理本部、管理本部、企画本部、マーケティング本部、監査統括本部、ERM本部等を設置し、業務部門組織として事業部等を設置しています。

また、監査品質に関する情報を包括的に収集して組織としての対応を行うことを目的として、経営会議のもとに監査品質監督会議を設置し、そのもとに品質管理本部と意見審査本部を設置しています。本会議の議長は理事長が務め、品質管理本部長、意見審査本部長、監査統括本部長、規制対応本部長及びERM本部長に加え会計・監査・資本市場に知見のある社外有識者がメンバーとなっています。

経営執行を監視する機関として、社員総会において選任された社内評議員及び社外評議員で構成される評議会を設置し、その内部組織として公益委員会及び監査委員会を設置しています。

公益委員会は社外評議員のみで構成され、当法人が監査品質の維持及び継続的な改善、また当法人のレピュテーションの維持及び信頼性の向上を追求しステークホルダ

一に対する説明責任を果たすため、独立した客観的な立場から経営執行を監視します。
また、公益委員会の内部組織として、理事長候補者及び評議員候補者の指名等を担う指名担当会議を、更に理事長の評価・報酬内容の決定方針案の策定及び経営専務理事以上の報酬総額決定方針案の策定を担う報酬担当会議を設置しています。

なお、公益委員長、指名担当会議議長、報酬担当会議議長は社外評議員が務めます。
監査委員会は社外評議員が委員長を務め、経営執行役員の職務執行の法令等の準拠性、会計監査人の監査等の相当性を監査し、評議会に報告します。

②コンプライアンスに関する措置

当法人は、社員及び職員の職務の遂行が法令及び定款等に適合することを確保することのみならず、率先して経済社会における社会的要請にこたえていくことを目的に「倫理規程」及び「行動指針」を制定しています。

また、法人業務全般を対象として、その法令等への適応体制の適切性及び有効性を評価し、助言又は改善に関する提言を行うことを通じて、法人業務の健全性を確保することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しています。

なお、コンプライアンス委員会には社内委員の他、外部専門家としての弁護士が参加しています。

さらに、コンプライアンスプログラムの一環として、法人の自浄作用の強化・社会的信頼の確保のために内部通報制度を設けています。

(2)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当法人は、社会からの信頼にこたえるため、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施を最優先課題として対応を図っています。具体的には以下の6項目に取り組んでいます。

①職業倫理及び独立性

(職業倫理)

公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づき「倫理規程」を制定し、当法人及び全構成員に遵守を義務付けています。

また、コンプライアンスへの取り組みこそが、職業倫理意識の向上につながるとの認識のもと、「行動指針」を制定し尊重するよう、研修等を通じて周知し、徹底を図っています。

なお、この取り組みの一環として、インサイダー取引防止のために、「インサイダー取引防止規程」を定め、全構成員に遵守を義務付けるとともに、一定の範囲で弁護士による調査を実施しています。

(独立性)

関与先に対する専門業務の遂行に当たり、法令等及び日本公認会計士協会の独立性に関する指針を遵守することを目的として、「独立性に関する規程」を制定し、当法人及び構成員に遵守を義務付けています。監査業務実施前に監査チーム予定メンバーに当該規程等の内容を反映したチェックリストによる利害関係の確認を実施するとともに、毎年、全構成員を対象として、定期的に利害関係調査を実施し、規程等の遵守状況を確認しています。さらに、一定以上の職階者に対しては、保有する有価証券銘柄のデータベース登録を義務付けるとともに、一定の範囲で弁護士による調査を実施し、個人の経済的利害関係に関する独立性違反の事実が無いかどうかを監視しています。

(ローテーションの方針及び手続)

業務執行社員の選任及び交替に関しては、公認会計士法等に基づき、業務執行社員は7会計期間（上場会社の筆頭業務執行社員は5会計期間）を超えないこと、交替後2会計期間（公認会計士法上の大会社等の筆頭業務執行社員は5会計期間）は再度関与することができないことを定めた「業務執行社員等の選任及び交替制度に関する

る規程」を制定し、当該規程に基づいた交替計画の策定及び当該計画に従った交替を実施しています。また、上場会社（上場REITを除く。）については、2016年4月1日以降開始する会計期間に係る業務執行社員の交替（ローテーションアウト）について、業務執行社員は交替後5会計期間は再度関与することができず、筆頭業務執行社員は交替後再度関与することができないこと、さらに親会社の業務執行社員等が交替後は規模にかかわらず連結子会社に継続関与することができないことと定めております。なお、独立審査担当社員の選任及び交替に関しては、「独立審査担当社員選任細則」等に基づき実施しています。

②監査契約の新規締結及び更更新手続

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、「監査契約承認規程」等に基づき、独立性確認手続を実施のうえ、リスク評価を実施し、リスク（不正リスクを含む）のレベルに応じた適切な承認を受けることを義務付けています。リスクのレベルは、監査関与先（新規契約先を含む）の誠実性、財政状態、監査チームが時間及び人的資源を含め監査業務を実施するための適性及び能力を有しているか、当法人及び監査チームが関連する職業倫理に関する規定を遵守できるか等の観点から評価しています。

③監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

（採用）

職員の採用は、監査及び会計に関する専門家集団の一員として常に能力を高め、品位を保持し、公正に業務を遂行する資質を有する者を採用することとし、法人の戦略に基づく採用計画に従って実施しています。

（教育・訓練）

職業的専門家としての資質の研鑽、専門的知識及び能力の向上、監査手法等の運用指導により、監査業務及び関連サービスの質的水準の維持・向上を図り、監査法人としての品質の向上を図ることを目的として、体系立てた研修を実施しています。

また、研修の履修結果は人材開発本部が総合的に管理しており、継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていることを確認しています。

（評価）

職員については、能力、資質の向上及び人事管理の適正化を図るため、業務実績、業務処理能力及び職業倫理を含む勤務態度に関し、定期的な人事考課を実施しており、その結果に基づき昇格、昇級及び賞与を決定しています。

また、社員については、品質、人材及び成長などの総合的観点から定期的に評価を実施し、その結果を社員報酬に反映しています。なお、監査品質を重視し、ビジネスを理解しリスクを見極めることができる人材を高く評価するように評価基準を定めています。

（選任）

監査実施者の選任は、監査対象会社の業務内容、規模、取引の複雑性及び監査業務の遂行に当たって必要となる特定の専門的知識の諸要素に加え、監査チームへの配属の継続性、職位、資格及び過去における監査経験等を考慮して実施しています。また、監査チームの固定化を排除し活性化すること及び職員に多様な監査経験を積ませることを目的として、アカウント・ローテーション（配置転換）を制度化しています。

④業務の実施と審査体制

(監査業務の実施)

我が国の監査の基準に準拠した監査マニュアル及び取扱いを作成し、それらに基づき監査業務を遂行しています。なお、当該監査マニュアルは、国際監査基準及び当法人が加盟しているアーンスト・アンド・ヤングの監査マニュアルとも整合しています。

(専門的な見解の問合せ)

監査実施者に対する、不正リスクへの対応を含む監査の基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導及び会計基準等の解釈についての支援は、品質管理本部が行っています。また、監査実務上の法務又は税務事案等については、必要に応じて外部専門家としての弁護士又は税理士等の見解を問い合わせる体制となっています。

(監査業務に係る審査)

すべての監査業務について、監査意見の表明に先立ち、「審査規程」等に基づき、所定の審査の受審を求めています。当該審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、監査関与先ごとに選任された、独立審査担当社員により実施されます。

なお、重要な検討事項については、審査会による合議制の審査を義務付けています。当該審査会は、検討事項の重要度やリスク（不正リスクを含む）に応じ、本部審査会及び業種又は業務の特殊性に対応する専門審査会により構成されています。

(監査上の判断の相違)

監査上の判断の相違については、前述の審査制度において、独立審査担当社員又は本部審査会と協議して解決を図っています。

⑤品質管理のシステムの監視

事業部における監査品質管理委員会及び品質管理を担当する本部の各部署が、品質管理のシステムへの遵守を日常的に監視する他、品質管理のシステムの監視としての品質管理レビューを監査品質監督会議所管のもとで実施しています。

品質管理レビューは、法人レベルの品質管理レビューと個別業務の品質管理レビューからなります。法人レベルの品質管理レビューでは、法人における品質管理の取決めやそれらの運用状況についての職業的専門家としての基準及び法令等への遵守状況や継続的な研修の実施状況等を確認めます。また、個別業務レベルの品質管理レビューでは、個別の監査業務が品質管理のシステムに準拠して実施されていることを確認めます。監査業務を行う社員は、3年間で1回以上監査業務の品質管理レビューを受けることとしています。対象となる監査業務は、業務のリスクや規模等を考慮して選定されます。

⑥品質管理の実施に関する責任の所在の明確化

「品質管理規程」を設け、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任は理事長が負うことを明確にするとともに、一連の品質管理のシステムに関する個々の責任者を定め、法人全体としての品質管理のシステムの整備及び運用が適切に行われる体制をとっています。

(3)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、公認会計士法に規定される特定社員に関して「特定社員規程」を設け、公認会計士法及び同施行規則に定める法定要件を充足することを規定するとともに、監査証明業務に関連する役職等への特定社員の就任に制限を加えています。

(4)直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

品質管理レビュー（通常レビュー）

2018 年 12 月

(5)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の理事長 片倉 正美は、当法人の第 20 期（自 2018 年 7 月 1 日 至 2019 年 6 月 30 日）の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 他の公認会計士又は監査法人との業務上の提携に関する事項

当法人は、他の公認会計士又は監査法人と業務提携を行っていません。

6. 外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項

当法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームであり、2003 年 8 月にアーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドとメンバーシップに関する契約（「メンバーシップ契約」）を締結しています。

アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドとメンバーシップ契約を締結しているメンバーファームで構成されるグローバル組織としてのアーンスト・アンド・ヤングは、全世界 150 ヶ国以上のメンバーファームに 26 万 2 千人の構成員を擁し、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザーサービス分野におけるプロフェッショナルファームのグローバルネットワークであり、その取り決めの主な内容は以下のとおりです。

- ・ 監査関与先の海外向け財務諸表に対する「Ernst & Young」を含む名称を用いた監査証明業務
- ・ アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドの開発した各種システム及びデータベース等の利用
- ・ 関与先の国際化・多国籍化による各種ニーズに対応した国際業務の推進
- ・ メンバーファーム相互の関与先の紹介

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
521 人	11 人	532 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

社員総会決議事項を除く重要な事項に関する意思決定を行う、社員の一部をもって構成される合議体は次のとおりです。

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営会議	経営に関する意思の決定	13 人	- 人	13 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数								
		社員			使用人の数					合計
		公認 会計士	特定 社員	計	公認 会計士	公認会計士 試験合格者等	監査補 助職員	その他の 事務職員等	計	
(主) 東京	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	人 414	人 11	人 425	人 1,931	人 807	人 546	人 628	人 3,912	人 4,337
(従) 札幌	北海道札幌市中央区北一条西四丁目1番地2 武田りそなビル	8		8	37	14	7	3	61	69
仙台	宮城県仙台市青葉区中央一丁目3番1号 AER	5		5	22	4	4	2	32	37
山形	山形県山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル	2		2	5	3	3		11	13
福島	福島県福島市栄町6番6号 ユニックスビル	3		3	12	1	2	2	17	20
新潟	新潟県新潟市中央区東大通一丁目3番10号 大樹生命新潟ビル	5		5	21	6	2	1	30	35
富山	富山県富山市桜橋通り6番11号 富山フコク生命第2ビル	3		3	11	2		1	14	17
金沢	石川県金沢市本町二丁目15番1号 ポルテ金沢	2		2	11		2	1	14	16
松本	長野県松本市大手三丁目1番1号 松本ビルディング	3		3	22	3	4	2	31	34
静岡	静岡県静岡市葵区御幸町11番地30 エクセルワード静岡ビル	2		2	8	2	5	1	16	18
浜松	静岡県浜松市中区板屋町111番地2 浜松アクトタワー	5		5	14	10	12	8	44	49
名古屋	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号 JRゲートタワー	9		9	42	22	9	6	79	88
大阪	大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー	41		41	284	159	35	48	526	567
広島	広島県広島市中区立町2番27号 NBF広島立町ビル	1		1	10	1	2	1	14	15
高松	香川県高松市古新町3番地1 東明ビル	2		2	8	3	1	1	13	15
福岡	福岡県福岡市中央区天神二丁目12番1号 天神ビル	15		15	77	37	17	9	140	155
沖縄	沖縄県那覇市久米二丁目4番16号 大樹生命那覇ビル	1		1	4		1	1	6	7
	計	人 521	人 11	人 532	人 2,519	人 1,074	人 652	人 715	人 4,960	人 5,492

四. 監査法人の組織の概要

別添のとおり

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第 19 期 2017年7月1日～2018年6月30日	第 20 期 2018年7月1日～2019年6月30日
売上高		
監査証明業務	83,087 百万円	84,575 百万円
非監査証明業務	15,854 百万円	14,721 百万円
合 計	98,941 百万円	99,296 百万円

2. 直近の二会計年度の計算書類

別添のとおり

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおり

4. 供託金等の額

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	1,064 百万円
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	—
保証委託契約の契約金額	1,400 百万円
有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額	—

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

【金融商品取引法・会社法監査】

株式会社アークス、アース製薬株式会社、株式会社アートネイチャー、株式会社I H I、アイ・ケイ・ケイ株式会社、アイコム株式会社、株式会社I J T T、アイスタディ株式会社、アイダエンジニアリング株式会社、株式会社アイティフォー、株式会社アイネス、アイペット損害保険株式会社、株式会社アイレックス、株式会社アインホールディングス、株式会社青森銀行、株式会社アクセル、株式会社アクリート、アグレ都市デザイン株式会社、株式会社アサカ理研、株式会社アサックス、株式会社浅沼組、朝日印刷株式会社、旭情報サービス株式会社、株式会社朝日ネット、アサヒホールディングス株式会社、株式会社アサンテ、アジアパイルホールディングス株式会社、株式会社アシックス、味の素株式会社、株式会社アジュバンコスメジャパン、株式会社アズ企画設計、A S T I株式会社、アステラス製薬株式会社、アズワン株式会社、アゼアス株式会社、アセットマネジメントOne株式会社、アセンテック株式会社、株式会社麻生、麻生フオームクリート株式会社、アツギ株式会社、株式会社A D E K A、株式会社アドバンテスト、穴吹興産株式会社、アニコムホールディングス株式会社、A v a n S t r a t e株式会社、アピックヤマダ株式会社、株式会社アマナ、アマノ株式会社、株式会社A m i d Aホールディングス、株式会社アミューズ、株式会社A m a z i a、荒川化学工業株式会社、株式会社ありがとうサービス、株式会社有沢製作所、アルコニックス株式会社、アルテリア・ネットワークス株式会社、アルピコホールディングス株式会社、アルビス株式会社、株式会社アルファシステムズ、アルプスアルパイン株式会社、株式会社アルプス物流、アレンザホールディングス株式会社、アヲハタ株式会社、a n d f a c t o r y株式会社、アンドール株式会社、株式会社イーエムシステムズ、株式会社イーグランド、イーソル株式会社、飯田グループホールディングス株式会社、株式会社池田泉州ホールディングス、株式会社石井鐵工所、石原産業株式会社、いすゞ自動車株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、井関農機株式会社、イチカワ株式会社、株式会社一蔵、市光工業株式会社、株式会社イチネンホールディングス、いちよし証券株式会社、株式会社一家ダイニングプロジェクト、株式会社井筒屋、株式会社イトクロ、株式会社稲葉製作所、乾汽船株式会社、株式会社イノベーション、岩崎電気株式会社、インヴァスト証券株式会社、株式会社インソース、株式会社インテリックス、株式会社イントラスト、株式会社インプレスホールディングス、株式会社ウイルプラスホールディングス、UUUM株式会社、株式会社植木組、ウェルネット株式会社、株式会社W e l b y、株式会社魚喜、ウシオ電機株式会社、宇部興産株式会社、ウルトラファブリックス・ホールディングス株式会社、株式会社うるる、株式会社エイアンドティー、栄研化学株式会社、株式会社A S I A N S T A R、永大化工株式会社、株式会社エイチワン、株式会社エイトレッド、株式会社エーアンドエーマテリアル、A G S株式会社、株式会社エージーピー、エース証券株式会社、株式会社エー・ディー・ワークス、株式会社駅探、株式会社エクスモーション、株式会社エコノス、エコモット株式会社、江崎グリコ株式会社、S Eホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社、株式会社エス・エム・エス、SMK株式会社、株式会社エスティック、エステー株式会社、S B Sホールディングス株式会社、S P K株式会社、株式会社エスポア、株式会社エディオン、株式会社エニグモ、NSユナイテッド海運株式会社、株式会社エヌエフ回路設計ブロック、NTN株式会社、株式会社エヌ・ピー・シー、株式会社エノモト、株式会社荏原製作所、株式会社愛媛銀行、株式会社エフ・ジェー・ネクスト、F D K株式会社、株式会社F P G、M R T株式会社、M & Aキャピタルパートナーズ株式会社、株式会社MS - J a p a n、株式会社エムティーアイ、エレコム株式会社、エン・ジャパン株式会社、株式会社エンチャー、株式会社エンバイオ・ホールディングス、尾家産業株式会社、応用地質株式会社、オエノンホールディングス株式会社、大井電気株式会社、O K K株式会社、オーケー食品工業株式会社、株式会社O r c h e s t r a H o l d i n g s、株式会社大阪ソーダ、株式会社オーシャンシステム、株式会社大塚商会、株式会社O D Kソリューションズ、株式会社オーテック、オーデリック株式会社、株式会社オーネックス、株式会社オーハシテクニカ、株式会社大林組、株式会社オービック、株式会社オールアバウト、オカモト株式会社、岡本硝子株式会社、株式会社沖縄海邦銀行、小田急電鉄株式会社、株式会社小田原機器、O C H Iホールディングス株式会社、小津産業株式会社、小野建

株式会社、株式会社小野測器、OBARAGROUP株式会社、株式会社オプティマグループ、株式会社オリエントコーポレーション、オリンパス株式会社、株式会社Olympicグループ、オンコリスバイオファーマ株式会社、株式会社オンワードホールディングス、カーリットホールディングス株式会社、株式会社カynos、株式会社学研ホールディングス、株式会社神奈川銀行、神奈川中央交通株式会社、株式会社要興業、株式会社カナモト、カネコ種苗株式会社、兼松エンジニアリング株式会社、カネヨウ株式会社、株式会社鎌倉新書、川上塗料株式会社、川崎汽船株式会社、川崎近海汽船株式会社、川崎地質株式会社、株式会社カワタ、株式会社環境管理センター、株式会社カンセキ、神田通信機株式会社、関東電化工業株式会社、キーウェアソリューションズ株式会社、菊水電子工業株式会社、北恵株式会社、株式会社北弘電社、株式会社きちりホールディングス、キッコーマン株式会社、キッセイ薬品工業株式会社、株式会社キッツ、株式会社ギフト、株式会社キムラ、キヤノン株式会社、キヤノン電子株式会社、キヤノンマーケティングジャパン株式会社、株式会社キャリア、株式会社キャリアインデックス、株式会社キャリアデザインセンター、株式会社キャンディル、株式会社キューソー流通システム、株式会社九電工、キューピー株式会社、キュービーネットホールディングス株式会社、共栄火災海上保険株式会社、共同ピーアール株式会社、京都きもの友禅株式会社、株式会社共立メンテナンス、株式会社共和コーポレーション、株式会社協和コンサルタンツ、株式会社共和電業、キョーリン製薬ホールディングス株式会社、株式会社きょくとう、株式会社銀座ルノアール、株式会社クイック、株式会社串カツ田中ホールディングス、株式会社久世、Kudan株式会社、株式会社グッドコムアセット、株式会社Gunosy、株式会社gumi、株式会社クラウドワークス、倉敷紡績株式会社、クラスターテクノロジー株式会社、KLab株式会社、グランディハウス株式会社、グリーン株式会社、グリーンランドリゾート株式会社、株式会社クリエアナブキ、栗林商船株式会社、クリヤマホールディングス株式会社、グレイステクノロジー株式会社、株式会社クレハ、株式会社グローバルダイニング、株式会社グローバル・リンク・マネジメント、グローブライド株式会社、株式会社クロス・マーケティンググループ、株式会社クワザワ、株式会社群馬銀行、京阪ホールディングス株式会社、ケイヒン株式会社、京浜急行電鉄株式会社、株式会社ケイブ、京福電気鉄道株式会社、株式会社京葉銀行、株式会社KHC、株式会社ケーヒン、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス、株式会社ケーユーホールディングス、株式会社コア、虹技株式会社、鉾研工業株式会社、株式会社神戸新聞社、株式会社幸楽苑ホールディングス、株式会社幸和製作所、株式会社コーサー、株式会社ゴールドウイン、コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社、国際紙パルプ商事株式会社、株式会社国際協力銀行、国際石油開発帝石株式会社、国際チャート株式会社、株式会社ココカラファイン、株式会社壽屋、株式会社コナカ、小林製薬株式会社、株式会社駒井ハルテック、株式会社コメダホールディングス、株式会社コモ、五洋建設株式会社、株式会社コラボス、株式会社サーラコーポレーション、サイオス株式会社、株式会社さいか屋、サイジニア株式会社、株式会社サイネックス、サカイオーベックス株式会社、株式会社サカイ引越センター、株式会社佐賀共栄銀行、株式会社佐賀銀行、サクサホールディングス株式会社、さくらインターネット株式会社、櫻島埠頭株式会社、サコス株式会社、佐田建設株式会社、サツドラホールディングス株式会社、サッポロホールディングス株式会社、佐藤食品工業株式会社、佐渡汽船株式会社、株式会社サニーサイドアップ、ザ・パック株式会社、株式会社山陰合同銀行、三機工業株式会社、株式会社SANKYO、三協フロンテア株式会社、サンケン電気株式会社、株式会社三光マーケティングフーズ、サンコーテクノ株式会社、三精テクノロジーズ株式会社、株式会社サンドラッグ、三洋化成工業株式会社、山洋電気株式会社、山陽電気鉄道株式会社、株式会社山陽百貨店、三洋貿易株式会社、株式会社サンリオ、株式会社サンワカンパニー、株式会社CRI・ミドルウェア、株式会社シーアールイー、株式会社C&Fロジホールディングス、株式会社GATECHNOLOGIES、株式会社ジーエヌアイグループ、ジーエフシー株式会社、株式会社CKサンエツ、株式会社シーズメン、CDS株式会社、シェアリングテクノロジー株式会社、JXTGホールディングス株式会社、JFEコンテイナー株式会社、JFEシステムズ株式会社、ジェイエフイーホールディングス株式会社、株式会社Jーオイルミルズ、J. フロントリテイリング株式会社、ジェイリース株式会社、株式会社JC

U、ジェコス株式会社、塩野義製薬株式会社、株式会社識学、J I G－S A W株式会社、株式会社四国銀行、株式会社システムインテグレータ、株式会社システムサポート、株式会社システムリサーチ、システム・ロケーション株式会社、シナネンホールディングス株式会社、株式会社芝浦電子、澁澤倉庫株式会社、株式会社S H I F T、清水建設株式会社、シミックホールディングス株式会社、株式会社シモジマ、株式会社じもとホールディングス、シャクリー・グローバル・グループ株式会社、蛇の目ミシン工業株式会社、ジャパンエレベーターサービスホールディングス株式会社、株式会社ジャフコ、首都高速道路株式会社、株式会社ジョイフル本田、上新電機株式会社、株式会社城南進学研究社、常磐開発株式会社、常磐興産株式会社、S H O－B I 株式会社、株式会社松風、株式会社情報企画、昭和産業株式会社、株式会社昭和真空、昭和電線ホールディングス株式会社、昭和パックス株式会社、株式会社ショーエイコーポレーション、株式会社ショーケース、株式会社ショーワ、ジョルダン株式会社、信越化学工業株式会社、株式会社新川、神姫バス株式会社、新晃工業株式会社、新光電気工業株式会社、新興プランテック株式会社、株式会社ジズ、新電元工業株式会社、新日本電工株式会社、新日本理化株式会社、シンバイオ製薬株式会社、新報国製鉄株式会社、株式会社瑞光、水道機工株式会社、株式会社杉村倉庫、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス、株式会社スクロール、図研エルミック株式会社、株式会社スシログローバルホールディングス、鈴江コーポレーション株式会社、株式会社鈴木、スターゼン株式会社、株式会社スタジオアタオ、ステラケミファ株式会社、スパークス・グループ株式会社、株式会社スマレジ、住友大阪セメント株式会社、住友林業株式会社、スルガ銀行株式会社、世紀東急工業株式会社、セイコーエプソン株式会社、西部電機株式会社、株式会社西武ホールディングス、セーラー広告株式会社、積水化学工業株式会社、積水化成品工業株式会社、積水ハウス株式会社、石油資源開発株式会社、株式会社セコニックホールディングス、セフテック株式会社、株式会社セラク、株式会社千趣会、セントラルスポーツ株式会社、セントラル総合開発株式会社、株式会社Z O A、株式会社総医研ホールディングス、株式会社創通、そーせいグループ株式会社、株式会社ソケット、株式会社ソフトクリエイトホールディングス、株式会社ソリトンシステムズ、株式会社ソルクシーズ、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、S O M P O ホールディングス株式会社、第一稀元素化学工業株式会社、第一建設工業株式会社、株式会社第一興商、第一屋製パン株式会社、大栄不動産株式会社、株式会社ダイケン、株式会社だいこう証券ビジネス、ダイコー通産株式会社、株式会社大庄、株式会社大水、株式会社大東銀行、大東港運株式会社、ダイトローケミックス株式会社、株式会社ダイドーリミテッド、ダイニチ工業株式会社、株式会社大日光・エンジニアリング、ダイハツディーゼル株式会社、太平洋興発株式会社、株式会社太陽工機、太洋工業株式会社、大陽日酸株式会社、株式会社大和コンピューター、大和自動車交通株式会社、ダイワボウホールディングス株式会社、高砂鐵工株式会社、高千穂交易株式会社、株式会社高見沢サイバネティックス、株式会社タカミヤ、多木化学株式会社、タキヒヨー株式会社、株式会社ダスキン、タツタ電線株式会社、株式会社タナベ経営、田辺工業株式会社、田辺三菱製薬株式会社、株式会社旅工房、玉井商船株式会社、株式会社タムラ製作所、株式会社チームスピリット、株式会社チェンジ、チッソ株式会社、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社中央経済社ホールディングス、中国塗料株式会社、株式会社銚子丸、株式会社長大、株式会社ツガミ、築地魚市場株式会社、株式会社ツナグループ・ホールディングス、株式会社椿本チエイン、株式会社ディア・ライフ、T I S 株式会社、株式会社T & K T O K A、株式会社T & D ホールディングス、株式会社ディー・エヌ・エー、DMG森精機株式会社、ディーブイエックス株式会社、株式会社T K C、帝国繊維株式会社、株式会社デジタルメディアプロフェッショナル、株式会社ティラド、株式会社ティン、T P R 株式会社、株式会社テクノ・セブン、テクノプロ・ホールディングス株式会社、株式会社デジタルガレージ、テモナ株式会社、株式会社デュアルタップ、デンカ株式会社、株式会社電業社機械製作所、電源開発株式会社、東亜建設工業株式会社、東亜合成株式会社、東亜ディーケーケー株式会社、東亜道路工業株式会社、東映株式会社、東映アニメーション株式会社、東海染工株式会社、東急建設株式会社、東急不動産ホールディングス株式会社、株式会社東急レクリエーション、株式会社東京エネシス、東京急行電鉄株式会社、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ、東京製綱株式会社、株式会社東京精密、

東京センチュリー株式会社、東京建物株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京特殊電線株式会社、東京ラヂエーター製造株式会社、東芝機械株式会社、東テック株式会社、東都水産株式会社、東部ネットワーク株式会社、東邦亜鉛株式会社、東邦化学工業株式会社、株式会社東邦銀行、株式会社東邦システムサイエンス、東邦チタニウム株式会社、東邦ホールディングス株式会社、東北電力株式会社、東洋エンジニアリング株式会社、東洋建設株式会社、東洋合成工業株式会社、東洋電機株式会社、東洋電機製造株式会社、東洋ドライループ株式会社、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社、東洋埠頭株式会社、東レ株式会社、東和薬品株式会社、トア再保険株式会社、TOTO株式会社、株式会社トーハン、株式会社トーモク、株式会社戸上電機製作所、トナミホールディングス株式会社、トピー工業株式会社、株式会社トプコン、株式会社トマト銀行、巴工業株式会社、株式会社巴コーポレーション、トモニホールディングス株式会社、株式会社富山銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社トライステージ、株式会社トラスト・テック、株式会社ドリームインキュベータ、株式会社トリケミカル研究所、トリニティ工業株式会社、内外テック株式会社、内外トランスライン株式会社、ナガイレーベン株式会社、株式会社ナガセ、長瀬産業株式会社、株式会社永谷園ホールディングス、株式会社ナカニシ、株式会社中西製作所、中日本高速道路株式会社、株式会社長野銀行、ナカバヤシ株式会社、中本パックス株式会社、中山福株式会社、株式会社ナガワ、株式会社NATTYSWANKEY、株式会社ナフコ、ナラサキ産業株式会社、成田国際空港株式会社、西尾レントオール株式会社、西川計測株式会社、株式会社西日本シティ銀行、西日本鉄道株式会社、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、西本Wismettaホールディングス株式会社、株式会社日伝、日油株式会社、株式会社ニチリョク、株式会社ニチレイ、日和産業株式会社、株式会社ニッキ、日産自動車株式会社、日産車体株式会社、株式会社日産フィナンシャルサービス、日新製糖株式会社、日水製薬株式会社、日精樹脂工業株式会社、株式会社日宣、日総工産株式会社、ニッタ株式会社、新田ゼラチン株式会社、日鍛バルブ株式会社、日鉄鉱業株式会社、日鉄興和不動産株式会社、日東化工株式会社、日東工器株式会社、日東ベスト株式会社、株式会社ニッパンレンタル、株式会社NIPPO、日本アジア投資株式会社、日本アンテナ株式会社、日本乾溜工業株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社、日本ケミコン株式会社、日本出版販売株式会社、日本伸銅株式会社、日本水産株式会社、日本精機株式会社、日本精工株式会社、日本製紙株式会社、日本製粉株式会社、日本曹達株式会社、日本鑄造株式会社、日本鑄鉄管株式会社、日本通運株式会社、日本道路株式会社、日本アジアグループ株式会社、日本板硝子株式会社、日本エンタープライズ株式会社、日本オラクル株式会社、日本化学工業株式会社、日本化薬株式会社、日本金銭機械株式会社、日本空港ビルデング株式会社、日本原子力発電株式会社、日本航空電子工業株式会社、日本高純度化学株式会社、日本コークス工業株式会社、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社、日本住宅ローン株式会社、株式会社日本触媒、日本精鉱株式会社、株式会社日本製鋼所、株式会社日本政策金融公庫、日本精蠟株式会社、日本ゼオン株式会社、日本テクノ・ラボ株式会社、日本電技株式会社、株式会社日本動物高度医療センター、日本特殊塗料株式会社、日本土地建物株式会社、日本ハウズイング株式会社、日本発条株式会社、日本ピストンリング株式会社、日本ビューホテル株式会社、日本マクドナルドホールディングス株式会社、日本ライフライン株式会社、日本ロジテム株式会社、株式会社ニレコ、ネオス株式会社、株式会社ネクシィーズグループ、株式会社ネットマーケティング、株式会社農協観光、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社、株式会社ノザワ、野村アセットマネジメント株式会社、株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社、野村貿易株式会社、野村ホールディングス株式会社、株式会社パーカーコーポレーション、パーク二四株式会社、株式会社ハードオフコーポレーション、株式会社パイオラックス、株式会社ハイデイ日高、株式会社ハイパー、株式会社ハウスオブローゼ、株式会社博展、株式会社白洋舎、株式会社長谷工コーポレーション、株式会社ハニーズホールディングス、株式会社ハピネス・アンド・ディ、浜松ホトニクス株式会社、Hamee株式会社、原田工業株式会社、VALUENEX株式会社、株式会社バルカー、株式会社パルマ、株式会社パレスホテル、株式会社パローホールディングス、阪神高速道路株式会社、株式会社ピーバンドットコム、東日本高速道

路株式会社、ピクスタ株式会社、株式会社ビケンテクノ、日立化成株式会社、日立キャピタル株式会社、日立金属株式会社、日立建機株式会社、株式会社日立製作所、株式会社日立ハイテクノロジーズ、株式会社日立物流、株式会社ヒップ、株式会社ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス、株式会社百十四銀行、ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社、ヒューマンホールディングス株式会社、ヒューリック株式会社、株式会社ひらまつ、ファースト住建株式会社、株式会社ファイズ、ファナック株式会社、株式会社ファルテック、株式会社ファンケル、ヴィスコ・テクノロジーズ株式会社、フィデアホールディングス株式会社、フィンテックグローバル株式会社、株式会社フェイス、株式会社フェイスネットワーク、株式会社フェローテックホールディングス、株式会社福岡銀行、株式会社福岡中央銀行、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、福島印刷株式会社、株式会社福田組、株式会社福邦銀行、株式会社フコク、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、藤倉化成株式会社、藤倉コンポジット株式会社、株式会社不二越、フジコピアン株式会社、株式会社藤商事、富士ダイス株式会社、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社、富士電機株式会社、富士古河E&C株式会社、富士紡ホールディングス株式会社、藤森工業株式会社、株式会社不二家、扶桑化学工業株式会社、フュージョン株式会社、フューチャー株式会社、芙蓉総合リース株式会社、ブライトパス・バイオ株式会社、株式会社プラッツ、株式会社ブランジスタ、ブリッジインターナショナル株式会社、プリマハム株式会社、Fringe 81株式会社、古河機械金属株式会社、古河電池株式会社、株式会社プレサンスコーポレーション、株式会社プレステージ・インターナショナル、フロイント産業株式会社、株式会社ブロードバンドセキュリティ、株式会社プロシップ、プロパティエージェント株式会社、プロパティデータバンク株式会社、株式会社プロレド・パートナーズ、株式会社フロンティアインターナショナル、株式会社文溪堂、株式会社ベクター、株式会社ペッパーフードサービス、弁護士ドットコム株式会社、株式会社豊和銀行、ポエック株式会社、ホーチキ株式会社、株式会社ホープ、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス、ポルトゥウイン・ピットクルーホールディングス株式会社、株式会社ホギメディカル、北越工業株式会社、ホクト株式会社、株式会社ほくやく・竹山ホールディングス、北雄ラッキー株式会社、北陸瓦斯株式会社、北陸電気工事株式会社、北陸電力株式会社、株式会社ホクリョウ、株式会社細田工務店、北海電気工事株式会社、北海道中央バス株式会社、北海道電力株式会社、株式会社北國銀行、株式会社ポラテクノ、本州化学工業株式会社、株式会社翻訳センター、株式会社マイネット、前澤化成工業株式会社、前田建設工業株式会社、株式会社前田製作所、マクセルホールディングス株式会社、マクニカ・富士エレホールディングス株式会社、松井建設株式会社、松尾建設株式会社、松田産業株式会社、株式会社マツモト、マブチモーター株式会社、株式会社豆蔵ホールディングス、丸全昭和運輸株式会社、株式会社マルタイ、丸八証券株式会社、丸文株式会社、丸紅株式会社、株式会社丸和運輸機関、株式会社三城ホールディングス、ミクロン精密株式会社、ミサワホーム株式会社、ミサワホーム中国株式会社、株式会社ミスターマックス・ホールディングス、美津濃株式会社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みちのく銀行、三井化学株式会社、三井住建道路株式会社、三井住友建設株式会社、株式会社三越伊勢丹ホールディングス、三菱化工機株式会社、株式会社三菱ケミカルホールディングス、三菱地所株式会社、三菱自動車工業株式会社、三菱製紙株式会社、三ツ星ベルト株式会社、株式会社南日本銀行、株式会社宮崎太陽銀行、ミヨシ油脂株式会社、株式会社みらいワークス、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド、株式会社ムゲンエステート、むさし証券株式会社、武蔵精密工業株式会社、株式会社武蔵野銀行、MUTOHホールディングス株式会社、株式会社村上開明堂、名工建設株式会社、株式会社明光ネットワークジャパン、明治ホールディングス株式会社、明星工業株式会社、明星電気株式会社、明和地所株式会社、メタウォーター株式会社、メディキット株式会社、株式会社メディネット、株式会社メニコン、株式会社メルカリ、株式会社免疫生物研究所、持田製薬株式会社、株式会社Monotaro、モリ工業株式会社、森永乳業株式会社、株式会社ヤギ、株式会社安川電機、安田倉庫株式会社、株式会社ヤナセ、株式会社ヤマウ、株式会社山形銀行、山崎金属産業株式会社、株式会社ヤマザワ、山田コンサルティンググループ株式会社、株式会社山田製作所、株式会社ヤマタネ、ヤマハ株式会社、ヤマハ発動機株式会社、株式会社やま

み、株式会社ユアテック、ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社、株式会社ユーザーローカル、ユーピーアール株式会社、ユシロ化学工業株式会社、株式会社ユニカフェ、ユニゾホールディングス株式会社、株式会社ユニリタ、株式会社Ubicomホールディングス、夢の街創造委員会株式会社、養命酒製造株式会社、株式会社横浜インポートマート、横浜魚類株式会社、横浜高速鉄道株式会社、横浜ゴム株式会社、株式会社淀川製鋼所、株式会社よみうりランド、株式会社ヨロズ、ライオン株式会社、株式会社RISE、ライト工業株式会社、ラクオリア創薬株式会社、ラクスル株式会社、楽天株式会社、楽天カード株式会社、株式会社ラクト・ジャパン、ラサ工業株式会社、株式会社ランドビジネス、リオン株式会社、株式会社リクルートホールディングス、株式会社理経、リケンテクノス株式会社、株式会社LITALICO、リックス株式会社、株式会社リテールパートナーズ、リバーエレクトック株式会社、リビン・テクノロジーズ株式会社、リファインバース株式会社、株式会社琉球銀行、菱電商事株式会社、株式会社菱友システムズ、株式会社リンガーハット、株式会社リンコーコーポレーション、リンテック株式会社、株式会社ルネサスイーストン、株式会社レナウン、ロート製薬株式会社、ログリー株式会社、六甲バター株式会社、株式会社YEDIGITAL、YKK株式会社、株式会社ワイズテーブルコーポレーション、株式会社和井田製作所、株式会社ワイヤレスゲート、株式会社WOWOW、和弘食品株式会社、株式会社早稲田アカデミー、株式会社ワットマン、わらべや日洋ホールディングス株式会社

【金融商品取引法監査】

アクティビア・プロパティーズ投資法人、インヴィンシブル投資法人、SOSiLA物流リート投資法人、グローバル・ワン不動産投資法人、ケネディクス・オフィス投資法人、ケネディクス商業リート投資法人、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人、コンフォリア・レジデンシャル投資法人、ザイマックス・リート投資法人、サムティ・レジデンシャル投資法人、産業ファンド投資法人、サンケイリアルエステート投資法人、ジャパンエクセレント投資法人、ジャパンリアルエステイト投資法人、信金中央金庫、スターアジア不動産投資法人、積水ハウス・リート投資法人、大和ハウスリート投資法人、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人、日本プライムリアルティ投資法人、日本ロジスティクスファンド投資法人、野村不動産マスターファンド投資法人、ヒューリックリート投資法人、フロンティア不動産投資法人、三菱地所物流リート投資法人、投資法人みらい、森トラスト総合リート投資法人、森ヒルズリート投資法人、ユナイテッド・アーバン投資法人、楽天投信投資顧問株式会社、Oneリート投資法人

【会社法監査】

株式会社IHIファイナンスサポート、愛知道路コンセッション株式会社、iTunes株式会社、旭食品株式会社、株式会社アデランス、アニコム損害保険株式会社、アマゾンデータサービスジャパン株式会社、アルパイン株式会社、株式会社飯田産業、株式会社池田泉州銀行、いすゞ自動車販売株式会社、いすゞリーシングサービス株式会社、株式会社インテック、インペックス北カスピ海石油株式会社、インペックス南西カスピ海石油株式会社、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社、インペックス北東ブラジル沖石油株式会社、インペックスマセラアラフラ海石油株式会社、エイチ・エス損害保険株式会社、株式会社ADKホールディングス、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ、エスエス製薬株式会社、NREG東芝不動産株式会社、FWD富士生命保険株式会社、MMCダイヤモンドファイナンス株式会社、大阪国際石油精製株式会社、株式会社大島造船所、オーシャン・ホールディングス株式会社、大林新星和不動産株式会社、株式会社オールスターファンディング、株式会社オリコオートリース、株式会社外為どっとコム、株式会社香川銀行、鹿島アロマティックス株式会社、鹿島共同火力株式会社、鹿島石油株式会社、カナダオイルサンド株式会社、カルソニックカンセイ株式会社、キヤノンメディカルシステムズ株式会社、協同住宅ローン株式会社、株式会社きらぼし銀行、株式会社きらやか銀行、株式会社熊本銀行、クラリオン株式会社、KMバイオロジクス株式会社、京阪電気鉄道株式

会社、工機ホールディングス株式会社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、株式会社KOKUSAIELECTRIC、国際航業株式会社、株式会社ココカラファインヘルスケア、酒田共同火力発電株式会社、サクサ株式会社、サッポロビール株式会社、サッポロ不動産開発株式会社、サノフィ株式会社、株式会社サンケイビル、株式会社サンシャインシティ、株式会社ジェイアール西日本ホテル開発、JX金属株式会社、JXサラワク石油開発株式会社、JX石油開発株式会社、JXTGエネルギー株式会社、JXファイナンス株式会社、JXマレーシア石油開発株式会社、JNC株式会社、JFEエンジニアリング株式会社、JFE条鋼株式会社、JFE商事株式会社、JFEスチール株式会社、株式会社JERA、シャープファイナンス株式会社、ジャトコ株式会社、ジャパン・インフラストラクチャー・イニシアティブ株式会社、ジャパン石油開発株式会社、ジャパンマリンユナイテッド株式会社、株式会社ジャベックスグラフ、株式会社十八銀行、株式会社荘内銀行、常磐共同火力株式会社、昭和電線ケーブルシステム株式会社、しんきん証券株式会社、株式会社親和銀行、ステート・ストリート信託銀行株式会社、西武建設株式会社、西部石油株式会社、西武鉄道株式会社、株式会社西武プロパティーズ、清和総合建物株式会社、株式会社セキスイアカウンティングセンター、セゾン自動車火災保険株式会社、株式会社仙台銀行、相馬共同火力発電株式会社、株式会社ソシオネクスト、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社、そんぼ24損害保険株式会社、株式会社大正銀行、大同生命保険株式会社、株式会社大丸松坂屋百貨店、太陽生命保険株式会社、太陽石油株式会社、ダイワボウ情報システム株式会社、中央不動産株式会社、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社、東急不動産株式会社、東京港埠頭株式会社、東京国際空港ターミナル株式会社、東京短資株式会社、株式会社東京テレポートセンター、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京都地下鉄建設株式会社、東京発電株式会社、東京臨海高速鉄道株式会社、東京臨海熱供給株式会社、株式会社東京臨海ホールディングス、東芝三菱電機産業システム株式会社、東邦薬品株式会社、東北インテリジェント通信株式会社、東レインターナショナル株式会社、株式会社徳島銀行、トナミ運輸株式会社、株式会社長崎銀行、中之島高速鉄道株式会社、成田高速鉄道アクセス株式会社、株式会社ニチレイフーズ、株式会社ニチレイロジグループ本社、日産グループファイナンス株式会社、日産ネットワークホールディングス株式会社、日産ファイナンス株式会社、日石ベラウ石油開発株式会社、日通キャピタル株式会社、日通商事株式会社、日本カーソリユーズ株式会社、日本紙通商株式会社、日本軽金属株式会社、日本アマゾンアルミニウム株式会社、日本イーライリリー株式会社、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社、日本エア・リキード株式会社、日本海エル・エヌ・ジー株式会社、日本原燃株式会社、日本コカ・コーラ株式会社、日本ビューレット・パッカード株式会社、日本ベトナム石油株式会社、日本ポリプロ株式会社、日本マクドナルド株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社、農中信託銀行株式会社、野村証券株式会社、野村信託銀行株式会社、野村フィナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社、野村ファシリティーズ株式会社、野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社、野村不動産株式会社、株式会社ハーフ・センチュリー・モア、一建設株式会社、パンパシフィックエネルギー株式会社、パンパシフィック・カッパー株式会社、株式会社PFU、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、日立オートモティブシステムズ株式会社、日立キャピタルNBL株式会社、日立キャピタル損害保険株式会社、日立グローバルライフソリューションズ株式会社、日立建機日本株式会社、株式会社日立産機システム、日立GEニュークリア・エナジー株式会社、株式会社日立システムズ、株式会社日立ソリューションズ、株式会社常陸那珂ジェネレーション、株式会社日立ビルシステム、株式会社ヒト・コミュニケーションズ、福岡国際空港株式会社、富士通エフ・アイ・ピー株式会社、富士通キャピタル株式会社、富士通セミコンダクター株式会社、株式会社富士通マーケティング、富士通リース株式会社、富士電機フィアス株式会社、株式会社プライムポリマー、株式会社プリンスホテル、ペット&ファミリー損害保険株式会社、株式会社北都銀行、北海道石油共同備蓄株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、株式会社マクニカ、マニエッティ・マレリCKホールディングス株式会社、マニユライフ生命保険株式会社、丸紅フィナンシャルサービス株式会社、三重富士通セミコンダクター株式会社、みずほ証券株式会社、みずほ信用保証株式会社、みずほファクター株式

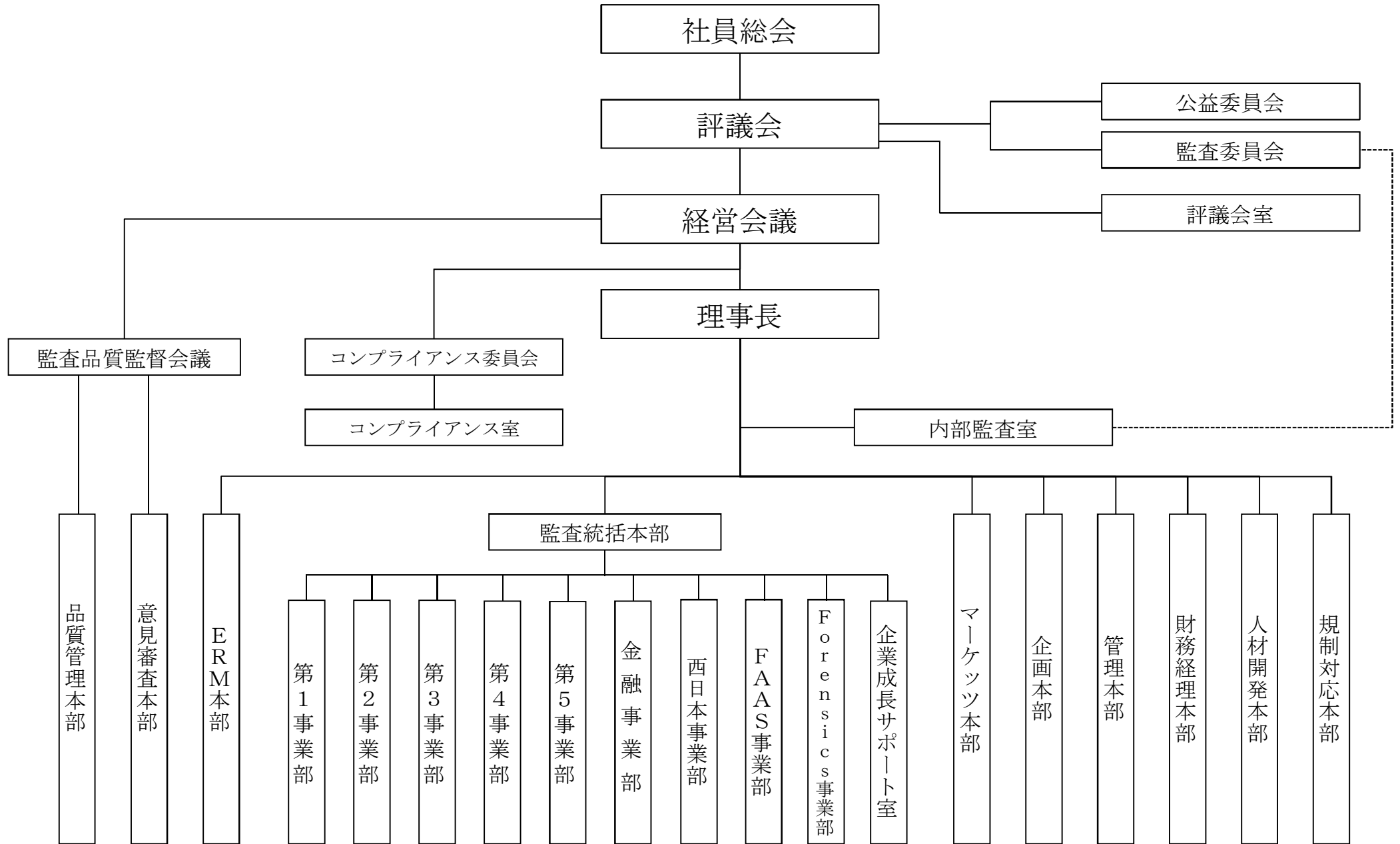
社、三井化学SKCポリウレタン株式会社、株式会社三越伊勢丹、三菱ケミカル株式会社、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ、三菱地所レジデンス株式会社、株式会社明治、Meiji Seika ファルマ株式会社、メドコ・サウス・ナトゥナ・シー株式会社、ユーシーカード株式会社、UBS証券株式会社、ユニゾ不動産株式会社、ユニゾホテル株式会社、株式会社ゆりかもめ、横浜港埠頭株式会社、楽天銀行株式会社、楽天証券株式会社、楽天生命保険株式会社、楽天損害保険株式会社、株式会社リクルート、株式会社ワークスアプリケーションズ、YKKAP株式会社

【その他の法定監査】

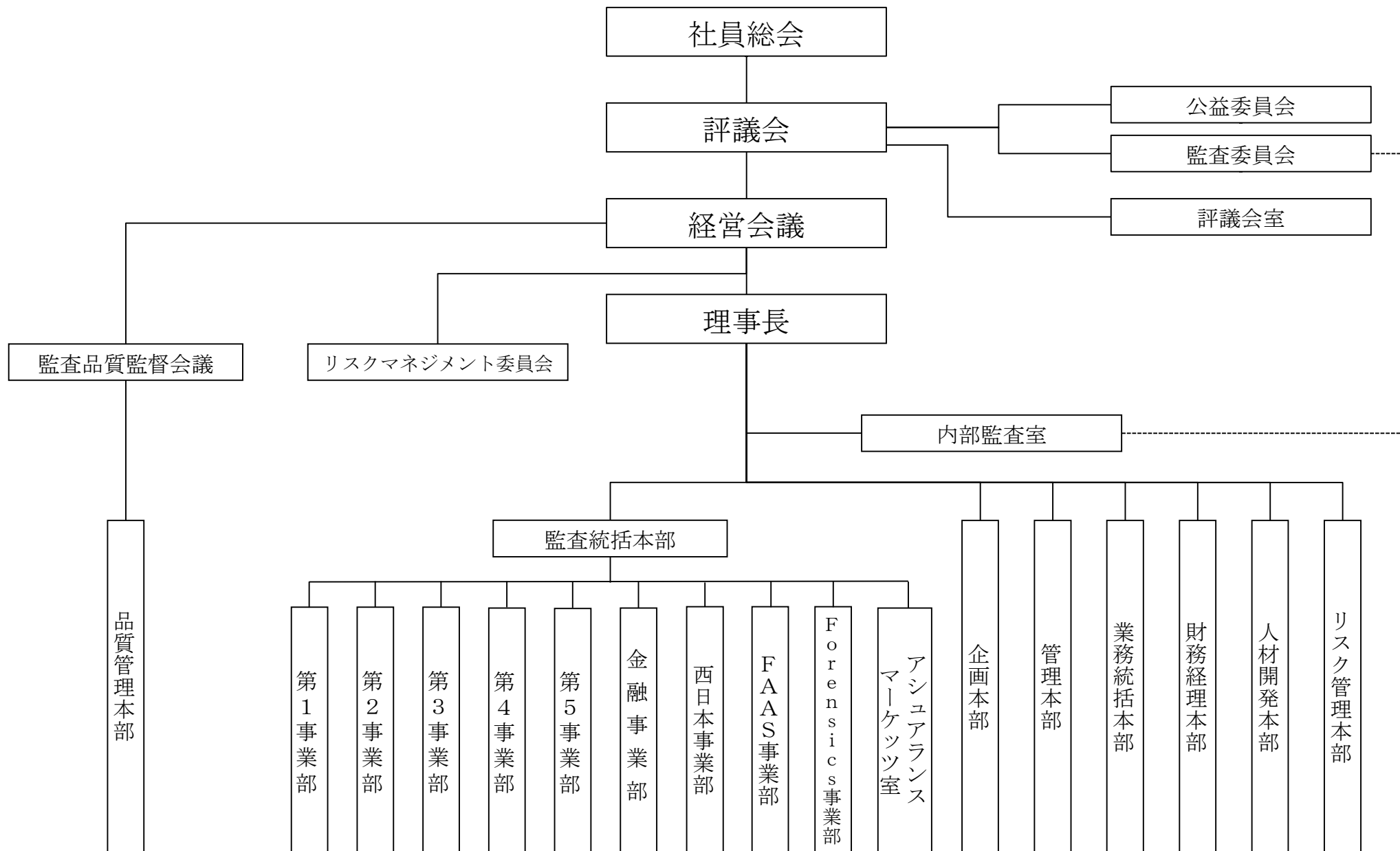
朝日生命保険相互会社、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人福祉医療機構、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人お茶の水女子大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人北見工業大学、国立大学法人群馬大学、国立大学法人佐賀大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人室蘭工業大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人山梨大学、石川県公立大学法人、北海道公立大学法人札幌医科大学、公立大学法人会津大学、公立大学法人岩手県立大学、公立大学法人北九州市立大学、公立大学法人熊本県立大学、公立大学法人県立広島大学、公立大学法人島根県立大学、公立大学法人首都大学東京、公立大学法人名古屋市立大学、公立大学法人広島市立大学、地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館、地方独立行政法人静岡県立病院機構、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、地方独立行政法人広島市立病院機構、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構、地方独立行政法人山梨県立病院機構、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫、労働金庫連合会

以 上

EY新日本有限責任監査法人組織図



EY新日本有限責任監査法人組織図



第 20 期

自2018年7月1日至2019年6月30日

計算書類

EY新日本有限責任監査法人

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	前会計年度 (平成30年6月30日)	当会計年度 (2019年6月30日)	科目	前会計年度 (平成30年6月30日)	当会計年度 (2019年6月30日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	34,320	36,741	流動負債	18,902	18,848
現金及び預金	16,981	21,005	未払金	12,646	12,913
業務未収入金	10,001	8,901	未払法人税等	1,341	228
前払費用	2,515	1,274	未払消費税等	610	977
未収入金	4,462	5,098	前受金	1,301	1,601
未収法人税等	-	397	預り金	2,715	2,589
その他流動資産	480	195	その他流動負債	286	538
貸倒引当金	△ 121	△ 131	固定負債	18,902	18,735
固定資産	19,628	17,239	退職給付引当金	1,616	1,688
有形固定資産	1,448	1,763	社員退職引当金	16,004	15,626
建物附属設備	1,398	1,414	資産除去債務	1,266	1,405
器具備品	50	349	その他固定負債	14	14
投資その他の資産	18,180	15,475	負債合計	37,804	37,583
投資有価証券	912	888	(純資産の部)		
関係会社株式	24	24	社員資本	16,143	16,397
関係会社出資金	-	445	資本金	993	1,019
長期貸付金	1,100	-	出資金申込証拠金	94	90
敷金及び保証金	4,737	3,881	資本剰余金	641	583
社員退職年金掛金	7,619	7,013	資本準備金	641	583
繰延税金資産	4,681	3,025	利益剰余金	14,415	14,705
その他の投資等	334	316	利益積立金	80	80
貸倒引当金	△ 1,229	△ 119	その他利益剰余金	14,335	14,625
			別途積立金	2,100	2,100
			繰越利益剰余金	12,235	12,525
			純資産合計	16,143	16,397
資産合計	53,948	53,981	負債及び純資産合計	53,948	53,981

損益計算書

(単位:百万円)

科目	前会計年度		当会計年度	
	自 平成29年7月1日	至 平成30年6月30日	自 2018年7月1日	至 2019年6月30日
業務収入		98,941		99,296
業務費用		97,119		98,921
営業利益		1,822		375
営業外収益				
受取利息及び配当金	131		126	
その他営業外収益	437	568	437	563
営業外費用				
支払利息	12		6	
その他営業外費用	38	51	-	6
経常利益		2,340		932
特別利益				
貸倒引当金戻入	-	-	1,100	1,100
特別損失				
構造改革費用	1,092	1,092	-	-
税引前当期純利益		1,247		2,032
法人税、住民税及び事業税		1,062		86
法人税等調整額		△ 51		1,656
当期純利益		237		289

社員資本等変動計算書

前会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位:百万円)

	社員資本									純資産 合計
	資本金	出資金 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			社員 資本 合計		
			資本 準備金	資本 剰余 金 合計	利 益 積 立 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計	
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	964	108	728	728	80	2,100	11,998	14,178	15,978	15,978
当期変動額										
社員出資金増加	29	△ 108	79	79	—	—	—	—	—	—
社員出資金減少	—	—	△ 166	△ 166	—	—	—	—	△ 166	△ 166
申込証拠金受入額	—	94	—	—	—	—	—	—	94	94
当期純利益	—	—	—	—	—	—	237	237	237	237
当期変動額合計	29	△ 14	△ 87	△ 87	—	—	237	237	165	165
当期末残高	993	94	641	641	80	2,100	12,235	14,415	16,143	16,143

当会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

	社員資本									純資産 合計
	資本金	出資金 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			社員 資本 合計		
			資本 準備金	資本 剰余 金 合計	利 益 積 立 金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計	
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	993	94	641	641	80	2,100	12,235	14,415	16,143	16,143
当期変動額										
社員出資金増加	26	△ 94	68	68	—	—	—	—	—	—
社員出資金減少	—	—	△ 126	△ 126	—	—	—	—	△ 126	△ 126
申込証拠金受入額	—	90	—	—	—	—	—	—	90	90
当期純利益	—	—	—	—	—	—	289	289	289	289
当期変動額合計	26	△ 4	△ 58	△ 58	—	—	289	289	253	253
当期末残高	1,019	90	583	583	80	2,100	12,525	14,705	16,397	16,397

前会計年度 自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日	当会計年度 自 2018年7月1日 至 2019年6月30日												
<p>4.収益及び費用の計上基準</p> <p>(1)業務収入の計上基準 契約に基づく役務提供進行基準</p> <p>5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理している。</p> <p>(2)消費税等の会計処理方法 税抜方式によっている。</p> <p>II. 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1.前会計年度において、「その他固定負債」に含めて表示していた「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当会計年度より区分掲記した。なお、前会計年度の「資産除去債務」は363百万円である。</p> <p>III. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,040 百万円</p> <p>2.偶発債務</p> <p>(1)重要な係争事件 元監査対象会社である株式会社東芝の監査証明業務に関して、同社の個人株主2名から13,011百万円の損害賠償請求(株主代表訴訟)、及び国内法人から3,500百万円の損害賠償請求を受けているが、当法人は法的責任の存在を争って係争中である。</p> <p>3. 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">・短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">138 百万円</td> </tr> <tr> <td>・長期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,914 百万円</td> </tr> <tr> <td>・短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,590 百万円</td> </tr> </table>	・短期金銭債権	138 百万円	・長期金銭債権	3,914 百万円	・短期金銭債務	1,590 百万円	<p>4.収益及び費用の計上基準</p> <p>(1)業務収入の計上基準 同左</p> <p>5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(2)消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>II. 表示方法の変更に関する注記</p> <p>1.『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更している。 この結果、前会計年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が1,958百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が同額増加している。</p> <p>III. 貸借対照表に関する注記</p> <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 929 百万円</p> <p>2.偶発債務</p> <p>(1)重要な係争事件 元監査対象会社である株式会社東芝の監査証明業務に関して、同社の個人株主2名から1,000,000百万円の損害賠償請求(株主代表訴訟)、及び国内法人から3,500百万円の損害賠償請求を受けているが、当法人は法的責任の存在を争って係争中である。</p> <p>3. 関係会社に対する金銭債権・債務</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">・短期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,767 百万円</td> </tr> <tr> <td>・長期金銭債権</td> <td style="text-align: right;">3,207 百万円</td> </tr> <tr> <td>・短期金銭債務</td> <td style="text-align: right;">1,388 百万円</td> </tr> </table>	・短期金銭債権	3,767 百万円	・長期金銭債権	3,207 百万円	・短期金銭債務	1,388 百万円
・短期金銭債権	138 百万円												
・長期金銭債権	3,914 百万円												
・短期金銭債務	1,590 百万円												
・短期金銭債権	3,767 百万円												
・長期金銭債権	3,207 百万円												
・短期金銭債務	1,388 百万円												

前会計年度 自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日	当会計年度 自 2018年7月1日 至 2019年6月30日																						
<p>IV.損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">・監査業務収入</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">83,087 百万円</td> </tr> <tr> <td>・非監査業務収入</td> <td style="text-align: right;">15,854 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社との取引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">・業務収入</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">57 百万円</td> </tr> <tr> <td>・業務費用</td> <td style="text-align: right;">11,425 百万円</td> </tr> <tr> <td>・受取利息</td> <td style="text-align: right;">30 百万円</td> </tr> <tr> <td>・その他営業外収益</td> <td style="text-align: right;">27 百万円</td> </tr> </table> <p>3. 構造改革費用</p> <p>構成員の働き方やテクノロジー活用の仕方を抜本的に見直す「事業構造改革」に伴う費用のうち、本部、東京事務所の移転に伴い臨時的に発生した費用である。</p> <p>V. 税効果会計に関する注記</p> <p>繰延税金資産の主な発生原因は、社員退職引当金である。</p> <p>VI. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>金融商品に対する取り組み方針として、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性が高い預金としている。また、デリバティブ取引については取引を行っていない。業務未収入金については、信用リスクにさらされている。当該リスクに関しては、内規に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行いリスクの軽減を図っている。</p> <p>社員退職年金掛金は、生命保険会社と企業年金保険契約を締結して運用している年金資産の残高である。</p> <p>未払金及び預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日である。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>平成 30 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。</p>	・監査業務収入	83,087 百万円	・非監査業務収入	15,854 百万円	・業務収入	57 百万円	・業務費用	11,425 百万円	・受取利息	30 百万円	・その他営業外収益	27 百万円	<p>IV.損益計算書に関する注記</p> <p>1. 業務収入の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">・監査業務収入</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">84,575 百万円</td> </tr> <tr> <td>・非監査業務収入</td> <td style="text-align: right;">14,721 百万円</td> </tr> </table> <p>2. 関係会社との取引高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">・業務費用</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">10,741 百万円</td> </tr> <tr> <td>・受取利息及び配当金</td> <td style="text-align: right;">108 百万円</td> </tr> <tr> <td>・その他営業外収益</td> <td style="text-align: right;">32 百万円</td> </tr> </table> <p>V. 税効果会計に関する注記</p> <p>繰延税金資産の主な発生原因は、社員退職引当金である。</p> <p>VI. 金融商品に関する注記</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>2019 年 6 月 30 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。</p>	・監査業務収入	84,575 百万円	・非監査業務収入	14,721 百万円	・業務費用	10,741 百万円	・受取利息及び配当金	108 百万円	・その他営業外収益	32 百万円
・監査業務収入	83,087 百万円																						
・非監査業務収入	15,854 百万円																						
・業務収入	57 百万円																						
・業務費用	11,425 百万円																						
・受取利息	30 百万円																						
・その他営業外収益	27 百万円																						
・監査業務収入	84,575 百万円																						
・非監査業務収入	14,721 百万円																						
・業務費用	10,741 百万円																						
・受取利息及び配当金	108 百万円																						
・その他営業外収益	32 百万円																						

前会計年度
自 平成29年7月1日
至 平成30年6月30日

当会計年度
自 2018年7月1日
至 2019年6月30日

(単位:百万円)

	貸借対 照表計 上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1)現金及び預金	16,981	16,981	-
(2)業務未収入金	10,001	10,001	-
貸倒引当金(※2)	△121	△121	-
(3)未収入金	4,462	4,462	-
(4)社員退職年金掛金	7,619	7,619	-
(5)未払金	(12,646)	(12,646)	-
(6)預り金	(2,715)	(2,715)	-

(※1)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2)業務未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除している。

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、業務未収入金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2)社員退職年金掛金

生命保険会社が作成した年金資産残高報告書によっている。

(3)未払金及び預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2)投資有価証券(貸借対照表計上額 912 百万円)、関係会社株式(同 24 百万円)、長期貸付金(同 1,100 百万円)、敷金及び保証金(同 4,737 百万円)、及びその他の投資等(同 334 百万円)については、時価を把握することが極めて困難と考えられるため、上記表には含めていない。

VII.その他の注記

貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の作成にあたり、金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(単位:百万円)

	貸借対 照表計 上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1)現金及び預金	21,005	21,005	-
(2)業務未収入金	8,901	8,901	-
貸倒引当金(※2)	△131	△131	-
(3)未収入金	5,098	5,098	-
(4)社員退職年金掛金	7,013	7,013	-
(5)未払金	(12,913)	(12,913)	-
(6)預り金	(2,589)	(2,589)	-

(※1)負債に計上されているものについては、()で示している。

(※2)業務未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除している。

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、業務未収入金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2)社員退職年金掛金

生命保険会社が作成した年金資産残高報告書によっている。

(3)未払金及び預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2)投資有価証券(貸借対照表計上額 888 百万円)、関係会社株式(同 24 百万円)、関係会社出資金(同 445 百万円)、敷金及び保証金(同 3,881 百万円)、及びその他の投資等(同 316 百万円)については、時価を把握することが極めて困難と考えられるため、上記表には含めていない。

VII.その他の注記

同左

附属明細書

1. 有形固定資産の明細

前会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物附属設備	1,167	1,097	71	795	1,398	2,667	4,065
	器具備品	44	26	5	14	50	372	422
	計	1,211	1,123	76	810	1,448	3,040	4,488

(注1)建物附属設備の当期償却額のうち703百万円は構造改革費用として計上している。

当会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
有形 固定 資産	建物附属設備	1,398	168	18	133	1,414	441	1,856
	器具備品	50	623	3	321	349	487	836
	計	1,448	792	21	455	1,763	929	2,693

2. 引当金の明細

前会計年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	1,573	18	219	22	1,350
退職給付引当金	1,650	1,055	1,089	-	1,616
社員退職引当金	16,635	2,555	3,185	-	16,004

(注1) 貸倒引当金の当期減少額のその他は、一般債権の貸倒実績率による洗替額等である。

当会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	1,350	77	4	1,172	250
退職給付引当金	1,616	1,101	1,029	-	1,688
社員退職引当金	16,004	2,729	3,107	-	15,626

(注1) 貸倒引当金の当期減少額のその他は、債権の回収による戻入額及び一般債権の貸倒実績率による洗替額である。

3. 業務費用の明細

(単位:百万円)

科目	前会計年度 自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日		当会計年度 自 2018年7月1日 至 2019年6月30日	
	人件費			
報酬給与	42,675		43,592	
賞与	8,546		9,278	
退職給付費用	3,960		4,466	
法定福利費	5,957		5,967	
福利厚生費	1,600		1,506	
支払業務報酬	578	63,319	469	65,280
人材開発費用				
研修関連費用	778		935	
採用関連費用	454	1,233	588	1,523
施設関連費用				
施設賃借料	5,163		4,040	
水道光熱費	224		233	
減価償却費	107		146	
その他	23	5,518	24	4,445
IT及び通信費				
業務委託費	2,464		2,897	
諸会費	3,333		3,310	
減価償却費	-		308	
その他	18	5,816	9	6,526
その他業務費用				
業務委託費	11,806		11,267	
旅費交通費	3,201		3,163	
諸会費	3,719		3,705	
損害保険料	812		800	
租税公課	886		834	
貸倒引当金繰入	△ 4		5	
その他	810	21,231	1,369	21,146
合計		97,119		98,921

独立監査人の監査報告書

平成30年8月6日

EY新日本有限責任監査法人

理事長 辻 幸一 殿

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 小林 伸行 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北山 千里 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人(旧法人名 新日本有限責任監査法人)の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第19期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する理事長の責任

理事長の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査は、試査を基礎として行われ、監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

EY新日本有限責任監査法人(旧法人名 新日本有限責任監査法人)と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年8月7日

E Y新日本有限責任監査法人

監査委員会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 北山 千里 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大島 充史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、E Y新日本有限責任監査法人の2018年7月1日から2019年6月30日までの第20期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査は、試査を基礎として行われ、監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

E Y新日本有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上